

受付印		令和 年 月 日	整 理 番 号	事 務 所	管 理 番 号	申告年月日	
			法 人 番 号				
			殿				
所 在 地 (本店が設置等の場合は本店所在地と併記)		事 業 種 目					
(ふりがな)		前 期 末 現 在 の 資 本 金 等 の 額				元 十 億 百 万 千 円	
法 人 名 (ふりがな)		前 期 末 現 在 の 資 本 金 の 額 又 は 出 資 金 の 額				( )	
代 表 者 氏 名 印 (ふりがな)		前 期 末 現 在 の 資 本 金 の 額 及び 資本準備金の額の合算額					
経理責任者 氏 名		前 期 末 現 在 の 資 本 金 等 の 額					
令和 □ 年 □ 月 □ 日から令和 □ 年 □ 月 □ 日までの事業年度分又はの連続事業年度分		道 府 県 民 税 の 予定申告書				※	
事 業 税		道 府 県 民 税					
前 事 業 年 度 の 事 業 税 額 (③の金額) ⑧		元	十 億	百 万	千	円	
法 第 72 条の 2 第 1 項 第 1 号 に 掲 げ る 事 業		00					
所 得 割 額 ( ④ × 前事業年度の月数 ) ⑨		元	十 億	百 万	千	円	
付 加 価 値 割 額 ( ⑤ × 前事業年度の月数 ) ⑩		00					
資 本 割 額 ( ⑥ × 前事業年度の月数 ) ⑪		00					
法 第 72 条の 2 第 1 項 第 2 号 に 掲 げ る 事 業							
收 入 割 額 ( ⑦ × 前事業年度の月数 ) ⑫		元	十 億	百 万	千	円	
法 第 72 条の 2 第 1 項 第 3 号 に 掲 げ る 事 業		00					
所 得 割 額 ( ⑧ × 前事業年度の月数 ) ⑬		元	十 億	百 万	千	円	
付 加 価 値 割 額 ( ⑨ × 前事業年度の月数 ) ⑭		00					
資 本 割 額 ( ⑩ × 前事業年度の月数 ) ⑮		00					
收 入 割 額 ( ⑪ × 前事業年度の月数 ) ⑯		00					
特 别 法 人 税 前事業年度の特別法人事業税額 (⑬の金額) ⑰		00					
特 别 法 人 税 特別法人事業税額 ( ⑰ × 前事業年度の月数 ) ⑱		00					
予 定 申 告 税 額 ( ⑨ + ⑩ + ⑪ + ⑫ + ⑬ + ⑭ + ⑮ + ⑯ + ⑰ ) ⑲		00					
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額 ⑳		00					
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額 ⑲ - ⑳ ㉑		00					
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額 ㉒							
備考							
関与税理士署名押印		(電話 )					

		事業年度又は 連結事業年度				・ ・ ・		法人 名									
(事 業 税)		前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細								前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細							
		摘要		課 税 標 準		税率 (100)		税 额		(特別控除取戻税額等又は個別 帰属特別控除取戻税額等)		(23)		元 千 十 億 百 万 千 円			
		法第72条の2第1項第1号に掲げる事業								課税標準となる法人税額又は個別 帰属法人税額							
		所得 割	所得金額総額 ⑩	元 十 億 百 万 千 円						法人税割額 ⑪							
		付加 価値 割	所得金額 ⑪							道府県民税の特定 寄附金税額控除額 ⑫							
			付加価値額総額 ⑫							州県民税の特定 寄附金税額控除額 ⑬							
			付加価値額 ⑬							外 国 の 法 人 税 等 の 額 の 控 除 額 ⑭							
		資本 割	資本金等の額総額 ⑭	元 十 億 百 万 千 円						仮装経理に基づく法人 税割額の控除額 ⑮							
			資本金等の額 ⑮							租税条約の実施に係る 法人税割額の控除額 ⑯							
			合計事業税額 ⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+㉑+㉒+㉓+㉔	元 十 億 百 万 千 円						納付すべき法人税割額 ㉔-㉕-㉖-㉗-㉘-㉙							
(3)の内訳		法第72条の2第1項第3号に掲げる事業								差引法人税割額 ㉔-㉕							
		所得 割	所得金額総額 ㉕	元 十 億 百 万 千 円						㉕							
		付加 価値 割	所得金額 ㉖						㉖								
			付加価値額総額 ㉗						㉗								
			付加価値額 ㉘						㉘								
		資本 割	資本金等の額総額 ㉙	元 十 億 百 万 千 円					㉙								
			資本金等の額 ㉚						㉚								
		収入 割	収入金額総額 ㉛	元 十 億 百 万 千 円					㉛								
			収入金額 ㉜						㉜								
			合計事業税額 ㉛+㉜+㉙+㉚+㉛+㉜+㉙+㉚	元 十 億 百 万 千 円					㉛								
(特別 法 人 事 業 税)		法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業								法第72条の2第1項第3号に掲げる事業							
		所得 割	所得割 ㉟	元 十 億 百 万 千 円					所得割 ㉟	元 十 億 百 万 千 円							
		資本 割	資本割 ㉟					付加価値割 ㉟									
			合計特別法人事業税額 ㉟+㉟+㉟	元 十 億 百 万 千 円					合計特別法人事業税額 ㉟+㉟+㉟	元 十 億 百 万 千 円							
			仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額 ㉟						仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額 ㉟								
			租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額 ㉟						租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額 ㉟								
			納付すべき特別法人事業税額 ㉟-㉟-㉟-㉟						納付すべき特別法人事業税額 ㉟-㉟-㉟-㉟								
			合計特別法人事業税額 ㉟+㉟+㉟	元 十 億 百 万 千 円					合計特別法人事業税額 ㉟+㉟+㉟	元 十 億 百 万 千 円							
			仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額 ㉟						合計特別法人事業税額 ㉟+㉟+㉟	元 十 億 百 万 千 円							
			租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額 ㉟						合計特別法人事業税額 ㉟+㉟+㉟	元 十 億 百 万 千 円							
	納付すべき特別法人事業税額 ㉟-㉟-㉟-㉟						合計特別法人事業税額 ㉟+㉟+㉟	元 十 億 百 万 千 円									